

公益社団法人私立大学情報教育協会  
2020年度第1回電子著作物相互利用事業委員会議事概要

I. 日 時：令和3年3月24日（水）14：00～15：00

場 所：Zoom 会議室

II. 参加者：角田担当理事、中村委員長、宮林委員、渡辺アドバイザー

事務局：井端事務局長、野本

III. 検討事項

1. 授業目的公衆送信補償金制度の4月本格実施への意見交換

- 学校の規模や利用規模によっては、包括方式と個別方式の選択ができるのはいか。また、個別方式から包括方式（定額）への切り替えは月割計算可能な規定になっている。ただし、個別方式での契約後に届出以上の利用が発生した場合など手続き等の詳細は今後の課題になっている。
- 補償金の権利者への分配については、分配業務受託団体を通じて行うことになっており、適正実施のために調査を行う予定になっている。調査は、規模を絞った試行調査を実施し、結果を分析して、今後の簡便かつ効果的な調査方法を検討することになっているが、どのようなサンプリング調査で、どのように調査結果を反映していくのか、調査中心での分配に疑問を感じる。
- 教員や企業のコンテンツ作成者にいくらかでも分配されるよう、受託団体任せでの分配では不十分ではないか。
- 過疎地域への減額の記述は、過疎地域が対象ではなく、人口減等により教育機関の維持が困難となった場合に50%減額ということが規定になるのではないか。
- サンプル調査は、全大学対象ではなく規模別のピックアップにより、全授業対象でもなく、例えば、1年間に書籍・ニュース・音楽などの種類単位で利用したかを割合で調べる想定としている。その割合により、各受託団体に配るようである。権利者への分配は、分配業務受託団体の仕事となり、受託団体は現在検討中になっている。
- SARTRASの進めている仕組みでは、権利者への分配が適切に行われるかが疑問であり、時間をかけて仕組みを考えるべき、改善していくべきであることを委員会として提示する必要がある。
- 例えば、引用情報に特定のマークを設定し、マークをピックアップできる仕組みを考えるなどで、全数調査に近づけることができるのではないか。
- 分配業務受託団体は、SARTRASを構成する権利者団体が作ることになり、教員が使う他人の著作物の3割程度は、Web上の情報で権利者団体の所属しない個人（企業）が権利者であり、その権利者が参加できる新たな受託団体の整備を支援することはSARTRASの検討にあがっているので、実現するよう意見する必要がある。権利者に分配される基本的な仕組みを明確にすべきことを意見する必要がある。
- 海外著作物の利用は、外国の権利者団体と相互協定を締結するなどの対応をSARTRASが検討しているようだが、大学側では海外のものと日本のものと区別して考

える必要はない。

- ・ サンプル調査は、3カ月くらいで特定の学部の調査を希望しているようだが、大学としては半年くらい調査期間の猶予を希望している。

## 2. 委員の増員

- ・ 来年度は、関西地区の教職員を委員として増員し、体制の増員を計画していることが報告され、委員にどなたか適任者がおられれば推薦を求めた。

## 3. 電子著作物相互利用事業への参加状況報告

- ・ 相互利用システムの利用拡大に向けて、10月に各大学へ呼びかけを行った。今年度は、登録大学が2校増、コンテンツが88件増、利用者登録が179名増となったことが報告された。

## 4. 電子著作物相互利用事業（教育コンテンツ相互利用システム）の終期とコンテンツの取扱いについて

- ・ 著作権法が改正され、SARTRASにより本格的な電子著作物の異時公衆送信の取扱いが無償有償で行われるようになったことで、私情協の電子著作物相互利用事業と重複することから、初期の目的は達成できたことで令和3年度をもって事業を終了することが提示された。集めたコンテンツをどのように周知して事業を終了するかの段取りは委員会の検討課題とした。

## IV. 今後のスケジュール

次年度の委員会は、6月22日14時からZoomで開催し、授業目的公衆送信補償金制度について、SARTRASへの課題提起を検討することになっている。